

令和2年第5回上天草市議会定例会会議録

令和2年11月30日

午前10時開会
議 場

1. 議事日程（第1日目）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 議案第76号 上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第77号 上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第78号 令和2年度上天草市一般会計補正予算（第11号）

日程第 8 議案第79号 令和2年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）

日程第 9 議案第80号 令和2年度上天草市診療所特別会計補正予算（第3号）

日程第10 議案第81号 令和2年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第11 議案第82号 令和2年度上天草市斎場特別会計補正予算（第2号）

日程第12 議案第83号 令和2年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第2号）

日程第13 議案第84号 令和2年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第14 議案第85号 令和2年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第2号）

日程第15 議案第86号 令和2年度上天草市水道事業会計補正予算（第4号）

日程第16 議案第87号 令和2年度上天草市下水道事業会計補正予算（第2号）

日程第17 議案第88号 令和2年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第3号）

日程第18 議案第89号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第19 議案第90号 指定管理者の指定について

日程第20 議案第91号 指定管理者の指定について

日程第21 議案第92号 指定管理者の指定について

日程第22 議案第93号 指定管理者の指定について

日程第23 議案第94号 指定管理者の指定について

日程第24 議案第95号 指定管理者の指定について

日程第 2 5 議案第 9 6 号 指定管理者の指定について

日程第 2 6 議案第 9 7 号 上天草市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の取消しについて

日程第 2 7 諮問第 4 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 2 8 諮問第 5 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 2 9 諮問第 6 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 3 0 諮問第 7 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 3 1 報告第 9 号 上天草市教育委員会の事務に関する点検及び評価報告書の提出について

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(15名)

議長 園田 一博

1 番 木下 文宣

2 番 何川 誠

3 番 嶋元 秀司

5 番 何川 雅彦

6 番 宮下 昌子

7 番 高橋 健

8 番 小西 涼司

9 番 新宅 靖司

10 番 田中 万里

11 番 北垣 潮

12 番 島田 光久

13 番 津留 和子

14 番 桑原 千知

15 番 西本 輝幸

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(1名)

4 番 田中 辰夫

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市長職務代理人 村田 一安

総務部長 宇藤 竜一

教育長 高倉 利孝

市民生活部長 水野 博之

企画政策部長 花房 博

建設部長 小西 裕彰

経済振興部長 井手口隆光

健康福祉部長 坂田 結二

教育部長 山下 正

上天草総合病院事務部長 森 千壽

水道局長 山本 一洋

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 海崎 竜也

局長補佐 山川 康興

主 幹 倉橋 大樹

開会 午前10時00分

○議長（園田 一博君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和２年第５回上天草市議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

日程第 １ 会議録署名議員の指名

○議長（園田 一博君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第８８条の規定により、１４番、桑原千知君。１５番、西本輝幸君を会議録署名議員に指名いたします。

日程第 ２ 会期の決定

○議長（園田 一博君） 日程第２、会期の決定については、議会運営委員会が開催され、会期日程などについて審査されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（島田 光久君） おはようございます。

令和２年第５回上天草市議会定例会にあたり、１０月３０日及び１１月２０日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果について御報告を申し上げます。

会期日程につきましては、配付いたしております定例会日程表のとおり、本日１１月３０日は開会、提案理由説明、１２月８日が議案質疑及び委員会付託を行います。常任委員会は、予算決算常任委員会が１２月８日と１５日の２日間、その他の常任委員会は、１２月９日から１１日までの３日間開催することとし、一般質問は、１４日及び１５日の２日間行います。１２月２１日を最終日として、委員長報告、採決、閉会とすることに決定いたしました。

今期定例会に付議されます議案等は、２７件。その内訳は、条例２件、補正予算１１件、諮問４件、その他９件、報告１件です。議案等の取扱いにつきましては、付託委員会及び議事日程等慎重に審査をし、全議案を本議会へ上程することに決定いたしました。なお、議案第７６号は、急施を要する案件でありますので、先議することとし、委員会付託を省略し、本日の質疑討論を経て採決することに決定いたしました。

最後に、閉会中の継続審査及び調査の申出を行うことを決定したことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（園田 一博君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から12月21日までの22日間と決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（園田 一博君） 日程第3、諸般の報告を行います。

令和2年9月定例会以降の報告事項は、御手元に配付のとおりです。資料等について必要な方は、議会事務局で閲覧願います。これで、諸般の報告を終わります。

日程第 4 行政報告

○議長（園田 一博君） 日程第4、行政報告。

市長職務代理者から行政報告の申出がありました。これを許します。

市長職務代理者。

○市長職務代理者（村田 一安君） おはようございます。

令和2年第5回市議会定例会における行政報告に当たり、市長及び職員の新型コロナウイルス感染につきまして御報告申し上げます。市長及び職員につきましては、11月9日から11日まで公務のため上京したことから、11月14日に、それぞれ自主的に天草保健所管内の医療機関を受診したところ、新型コロナウイルス感染が確認されました。市民の皆様並びに市議会議員の皆様には、新型コロナウイルスの感染防止対策に御協力をいただいている最中に、市の代表者である市長が感染し、多大なる御心配と御迷惑をおかけしましたことを大変重く受け止めております。11月14日午後に市長の陽性判定の一報を受け、市といたしましては、同日から翌15日にかけて、新型コロナウイルス感染症対策推進本部会議を開催し、市長及び職員等の感染者の確認を初め、庁舎等の消毒及び閉庁などの今後の対応について協議しました。接触者となった職員につきましては、天草保健所の指導により、濃厚接触者が指定され、PCR検査を行ったところ、11月16日までに全員陰性と確認されました。また、11月16日に大矢野庁舎及び松島庁舎を閉庁した上で、庁舎等の消毒を行うとともに、姫戸及び龍ヶ岳統括支所並びに各出張所において職員を増員し、窓口業務等を行いました。庁舎の臨時閉庁に伴い、市民の皆様並びに来庁者の方々には、御迷惑と御不便をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後の感染拡大防止対策としましては、職員には、これまで取り組んできた職場内における感染防止対策をより一層強化し、全職員の健康観察記録を実施することなど、緊張感を持って再発防止に努めるとともに、職員の会食や出張において、市職員として自覚ある行動をとるよう周知しました。あわせて、職員の分散出勤を推進するため、在宅勤務を再実施するなど、感染拡大

防止に職員一丸となって全力で取り組んでまいります。

それでは、９月定例会以降の行政の主な取組につきまして、その概要を御報告いたします。

初めに、総務部門でございます。

新型コロナウイルス感染症に係る対策につきましては、補正予算で措置した感染症対策事業について、９月２４日に市内経済の中核を担う観光協会などの５団体に８事業を対象として事業効果を検証していただきました。その結果、全事業について、概ね高い評価をいただきました。

次に、企画政策部門でございます。

離島振興の施策の一つとして、１０月１３日から湯島地区住民を対象に、熊本県の支援を受け、湯島定期航路運賃を本土の路線バスと同程度とする運賃割引事務事業を開始しました。本事業の実施により、まずは、湯島地区の住民の経済的な負担軽減に努めてまいります。

国立大学法人九州大学未来デザイン学センターとの新たな日常の構築に係る共同研究事業では、庁内におけるＲＰＡなど最新テクノロジーが活用可能な業務を整理し、特に、導入効果の高いと認められる五つの業務を選定し、導入に向け、今定例会に補正予算として計上しています。前島観光交流活性化施設ミオ・カミーノ天草につきましては、昨年１０月のオープンから１周年を迎えたことから、１０月１０日から１１月１日にかけて、ミオ・カミーノ天草１周年感謝フェアを開催しました。期間中は、花童などのステージイベントのほか、市内事業者出店による上天草物産展や、クルマエビ釣り体験、また、市の特産品等が当たる抽せん会などを実施し、多くの人に来館、御参加をいただいたところです。

宮津地区開発調査検討事業につきましては、宮津地区将来構想の策定に向けて、宮津地区将来構想策定検討委員会を開催し、将来構想の素案について取りまとめました。今後は、パブリックコメントを実施する予定であり、その結果を踏まえて、今年度末までに将来構想を策定することとしております。

次に、経済振興部門でございます。

新型コロナウイルス感染症対策に係る経済対策として実施しております事業について、まず、農水産業事業継続支援助成金につきましては、９月３０日に申請を締切り、農業法人７件、３５０万、農業個人４４件、９５０万、水産法人２６件、２、５００万円及び水産個人１２２件、２、４００万円の合計１９９件、総額６、２００万円の助成金を交付しました。

事業継続支援助成金につきましては、９月３０日に申請を締切り、旅館、ホテル、飲食店で１０１件、４、３８０万円、卸・小売業、生活関連サービス業等で１００件、１、１４０万円の助成金を交付しました。

経済回復商工業事業補助金につきましては、市商工会の割引券発行事業が終了し、市内１３６店で４、８３８枚が利用され、消費が喚起されました。他の商工団体の事業は継続中です。今後も国の動向を注視しながら対策を講じてまいります。

次に、令和３年３月３１日に指定管理期間が終了する上天草物産館さんばーる、上地区荷さばき所及び中地区荷さばき所、姫戸白嶽森林公園ほか３公園及び樋合海水浴場海の家指定管理に

つきましては、令和３年度以降の５年間の次期指定管理候補者を選定委員会を開催し、審査を行いました。この審査結果に基づき、今定例会に指定管理者を指定する議案を提出しておりますので、よろしくお願いいたします。なお、龍ヶ岳山頂自然公園及びミューイ天文台につきましては、同時期の募集に応募がなかったため、現在、再募集を行っており、その結果次第では、今定例会会期中に追加提案する予定でございます。

１１月８日に、自転車周遊を促進するイベント、ライドハンターズＩＮ上天草を開催しました。４９組約１３８人が参加し、それぞれ分散して市内を自転車で散策し、ＳＮＳ等で上天草市のＰＲを行われたところでございます。

本市特産物の販売促進につきましては、１０月に福岡博多大丸とミオ・カミーノ天草において上天草フェアを実施し、１１月には福岡で開かれたフードスタイル商談会に出店し、販路の拡大を図りました。あわせて、福岡博多大丸では、ふるさと納税の呼びかけも実施いたしました。ふるさと納税につきましては、返礼品の充実を進めており、昨年度以上の寄付がいただけるよう、１２月の取組を強化してまいります。

次に、建設部門でございます。

熊本県の事業である熊本天草幹線道路大矢野道路事業につきましては、９月下旬より、９地区において地元説明会及び１０月１４日に大矢野総合体育館において市民向けの説明会が開催されております。今後は、事業用地の買収に係る用地測量業務等の実施が予定されているところです。天草地域の国県道の整備事業につきましては、１１月１３日に整備促進期成会から知事部局県議会へ要望活動を行い、事業の早期完成及び新規事業の早期着工をお願いしたところです。本市の整備事業の進捗としましては、国道２６６号望薩峠工区の地元説明会が本日と明日の両日行われ、整備の内容及び工程の説明がなされる予定です。

次に、市民生活部門でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響で、事業等に係る収入に大幅な減少があった方に対する地方税の徴収猶予につきましては、これまで２２件、２,７４６万７,３００円の許可を行っております。同様に、国民健康保険税の減免につきましては、１２件、総額２４９万３,９００円の減免を決定しております。

次に、健康福祉部門でございます。

新型コロナウイルス感染症対策として、ひとり親世帯の生活を支援するためのひとり親世帯臨時特別給付金の１世帯当たり５万円の追加給付につきましては、１１月１３日現在、１２９世帯へ６４５万円の給付を完了しました。また、令和２年８月５日付で専決処分し、一般会計補正予算（第８号）に計上した熊本県独自の支援策、熊本県ひとり親世帯への生活支援給付金の１世帯当たり２万円の給付につきましては、１０月２２日現在、２５３世帯へ５０６万円の給付を完了しました。

地域支援事業に係る生活支援体制整備事業につきましては、高齢者等が住みなれた地域で安心安全に生活するためのボランティア活動を推進する目的で、１０月１日に地域おこし協力隊員の委嘱を行いました。

次に、教育部門でございます。

小中学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策につきましては、学校関係者に濃厚接触者の疑いが発生したことから、11月5日、市内小学校2校、中学校1校を臨時休業しました。PCR検査の結果、心配された全ての関係者が陰性と確認されましたので、翌11月6日から通常どおり再開しております。学校ICT環境の整備につきましては、10月末に、市内小・中学校の全児童生徒及び教職員にタブレット端末1,989台の配備が完了し、タブレット端末を活用した授業を開始しました。現在、ICT機器の有効活用に向け、ICT支援員の派遣や教職員向けの研修を重ねながら、教職員の利活用、能力の向上と授業での活用拡大を進めているところでございます。

9月26日、松島総合センターアロマホールにおいて、令和2年度人権講演会並びに青少年育成市民大会を開催しました。今回の大会は、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底した上で開催し、中学生による作文発表、タレントで熊本県介護福祉会名誉会長の英太郎氏による講演会を行いました。

新大矢野図書館等の整備につきましては、基本設計業務が完了し、歴史資料館の展示設計業務を含めた実施設計業務に取り組んでおります。今後は、天草四郎公園の法面对策を含めた造成工事を予定しており、引き続き、施設の整備促進に取り組んでまいります。

大矢野総合グラウンド改修工事につきましては、10月5日からグラウンドの利用を停止し、工事に着手したところです。今回の改修工事では、排水機能、芝張り及びジョギングコースの整備を行うこととしており、工事完了に向け事業を進めております。

最後に、水道部門でございます。

本市の水道供給施設は、災害等により施設が被災した場合、水道水を供給出来ずに市民生活に支障をきたす恐れがあるため、老朽化した施設の更新、改修等の事業を実施しております。その中でも、旧中央配水池については、大矢野町の給水人口の半分にあたる約6,000人に供給しています。しかしながら、貯水能力（700立方メートル）が4時間分しかないため、平成29年度から国の補助金を活用して12時間以上の貯水能力を有する配水池2基（2,000立方メートル）の整備に着手し、本年10月に配水池1基（1,000立方メートル）が完成し、水道水の供給を開始しました。また、現在は、旧配水池の取壊しに着手しているところです。引き続き、市民の皆様方に安心安全な上水道の供給ができるように、配水池の完成に取り組んでまいります。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（園田 一博君） これで、行政報告は終わりました。

日程第 5 議案第76号 上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第5、議案第76号、上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長職務代理人。

○市長職務代理人（村田 一安君） 令和2年第5回上天草市議会定例会に提案します議案につきまして御説明いたします。

まず、今定例会には、上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての条例議案を提出しております。この議案の詳しい内容につきましては、総務部長より説明いたしますので、議員の皆様方におかれましては、御審議いただきまして、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、執行部から、議案内容の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） おはようございます。

議案書1ページをお願いいたします。あわせて説明資料1ページをお願いします。

議案第76号、上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。この条例は、人事院勧告に準じて職員の期末手当の支給割合を改正するため、関係規定を整備するものでございます。

内容といたしまして、第1条につきましては、条例第29条第2項に定める期末手当について、令和2年12月期の支給割合を一般職員は100分の130から100分の125に、特定幹部職員は100分の110から100分の105に引き下げる改正を行うものでございます。

説明資料2ページをお願いいたします。

第2条につきましては、令和3年度以降に支給する期末手当について、6月期及び12月期の支給割合が均等になるよう、一般職員は100分の127.5、特定幹部職員は100分の107.5に改正するものでございます。また、以上の改正に伴い、附則第2項及び第3項において、関係条例の規定の整理を行うものでございます。なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

提案理由といたしましては、人事院勧告に準じて職員の期末手当の支給割合を改定するため、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） これから、議案第76号について、質疑を行います。質疑はありますか。

宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 期末手当の支給割合を変更するということで、このことによって、平

均大体どれぐらい、そして、総額でどれぐらい減額になるのかというのを試算しておられたら説明をお願いします。

○議長（園田 一博君） 総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） よろしくお願ひいたします。

総額では約500万ほど差額が生じております。1人当たり平均約1万6,000円の収入減となる見込みでございます。

以上です。

○議長（園田 一博君） ほかにありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。これから、議案第76号を採決いたします。議案第76号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第76号は可決されました。

日程第 6	議案第 77号	上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7	議案第 78号	令和2年度上天草市一般会計補正予算（第11号）
日程第 8	議案第 79号	令和2年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
日程第 9	議案第 80号	令和2年度上天草市診療所特別会計補正予算（第3号）
日程第10	議案第 81号	令和2年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第11	議案第 82号	令和2年度上天草市斎場特別会計補正予算（第2号）
日程第12	議案第 83号	令和2年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第2号）
日程第13	議案第 84号	令和2年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第14	議案第 85号	令和2年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第2号）
日程第15	議案第 86号	令和2年度上天草市水道事業会計補正予算（第4号）
日程第16	議案第 87号	令和2年度上天草市下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第17	議案第 88号	令和2年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第3号）

日程第 18 議案第 89 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 19 議案第 90 号 指定管理者の指定について
日程第 20 議案第 91 号 指定管理者の指定について
日程第 21 議案第 92 号 指定管理者の指定について
日程第 22 議案第 93 号 指定管理者の指定について
日程第 23 議案第 94 号 指定管理者の指定について
日程第 24 議案第 95 号 指定管理者の指定について
日程第 25 議案第 96 号 指定管理者の指定について
日程第 26 議案第 97 号 上天草市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の取消しについて

○議長（園田 一博君） 日程第 6、議案第 77 号から日程第 26、議案第 97 号までの以上 21 件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長職務代理人。

○市長職務代理人（村田 一安君） 続きまして、ただいま御承認をいただきました条例議案のほかに、今定例会には、上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての条例議案 1 件、令和 2 年度上天草市一般会計補正予算（第 11 号）などの予算議案 11 件、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてなどのその他議案 9 件、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについての諮問案件 4 件を提出しております。諮問案件を除く各議案の詳しい内容につきましては、所管部局長より説明いたしますので、議員の皆様におかれましては、御審議をいただきまして御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、執行部から、順次、議案内容の説明を求めます。まず、議案第 77 号を、市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案書 3 ページをお願いいたします。あわせて説明資料 7 ページをお願いいたします。

議案第 77 号、上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和 2 年 9 月 4 日に公布されたことに伴い、関係規定を整備するものでございます。内容といたしまして、第 23 条につきましては、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、軽減判定所得の算定において、基礎控除額相当分の基準額を 33 万円から 43 万円に引き上げるとともに、被保険者のうち、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えるものでございます。附則第 2 項につきましては、軽減判定所得基準の見直しに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。なお、この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行するものでございます。

提案理由といたしましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第78号を、総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） よろしくお願いいたします。

議案書5ページをお願いいたします。

議案第78号、令和2年度上天草市一般会計補正予算（第11号）について御説明いたします。

皆さんの御手元に説明文を配付していますので、読み上げて説明いたします。なお、100万円以下の補正及び職員給与等の人件費につきましては、説明を省略させていただきます。

予算書1ページを御覧ください。

歳入歳出それぞれ4億5,411万円を追加し、歳入歳出予算の総額を238億5,371万円とするものでございます。

予算書の5ページを御覧ください。

第2表の繰越し明許費の補正は、15（款）総務費10（項）総務管理費広報広聴事務事業ほか9件、合計7億7,946万3,000円を令和3年度へ繰越して事業を実施可能とするものでございます。

6ページから12ページを御覧ください。

第3表の債務負担行為の補正は、議会広報印刷製本費ほか152件の債務負担行為の限度額を総額11億8,708万2,000円とするものでございます。これらは、主に予算年度の業務を円滑に進める必要があるため、今年度中に翌年度以降に係る契約手続に着手する必要があるものについて債務負担行為を設定するものでございます。

予算書13ページを御覧ください。

第4表の地方債の補正は、災害復旧事業債を3,000万円増額するなど起債限度額の合計を30億398万8,000円とするものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。16ページを御覧ください。

65（款）国庫支出金10（項）国庫負担金は、1億5,317万4,000円の増額でございます。主なものとしまして、10（目）民生費国庫負担金において、障害者補装具費の負担金165万3,000円、障害福祉サービス等の負担金2,474万5,000円の増額、療養介護医療費の負担金107万7,000円の減額、令和元年度の事業費の確定に伴う医療扶助費等国庫負担金過年度分623万9,000円を計上するものなどでございます。20（目）災害復旧費国庫負担金において、9月2日から3日にかけて接近した台風9号により被災した市道湯島西線災害復旧工事に係る負担金1億2,000万円を計上するものでございます。

65（款）国庫支出金15（項）国庫補助金は677万1,000円の増額でございます。主なものとしまして、10（目）総務費国庫補助金において、マイナンバーカードの交付事務に係る補助

金345万5,000円、戸籍情報システム改修に係る補助金231万円を増額するものなどがございます。

予算書17ページを御覧ください。

70(款) 県支出金10(項) 県負担金は1,768万4,000円を増額でございます。主なものとしまして、10(目) 民生費県負担金において、障害者福祉サービス等の負担金1,237万2,000円を増額、令和元年度の事業費の確定に伴う子どものための教育・保育給付費負担金過年度分481万4,000円を計上するものなどがございます。

70(款) 県支出金15(項) 県補助金は2,083万5,000円を増額でございます。主なものとしまして、15(目) 民生費県補助金において、令和2年度の認定こども園数の増加により、子どものための教育・保育給付費地方単独費用県費補助金300万3,000円を増額するものがございます。30(目) 商工費県補助金において飲食店等の新型コロナウイルス感染症対策に係る熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金1,004万4,000円を計上するものがございます。45(目) 教育費県補助金において、分散授業を実施するために配置した会計年度任用職員学習支援員に係る補助金647万9,000円を計上するものなどがございます。

18ページを御覧ください。

85(款) 繰入金15(項) 基金繰入金10(目) 財政調整基金繰入金1億8,057万4,000円を増額は、歳出予算の調整によるものがございます。

95(款) 諸収入35(項) 雑入は3,177万8,000円を増額でございます。主なものとしまして、15(目) 雑入において、事業費の確定による令和元年度後期高齢者医療療養給付費負担金返還金3,105万8,000円を計上するものがございます。

99(款) 10(項) 市債は4,340万円の増額でございます。主なものとしまして、50(目) 災害復旧事業債において、道路災害復旧事業(補助)3,000万円を増額するものがございます。55(目) 過疎対策事業債において、水産物供給基盤機能保全事業を6,800万円減額する一方、光ファイバー整備事業を1億280万円計上するものがございます。60(目) 辺地対策事業債において、湯島峰公園整備事業2,900万円、市道湯島癖病院線改良事業250万円を計上するものがございます。75(目) 合併特例債において、旧姫戸地域振興センター解体事業1,660万円、給食調理場改修事業3,750万円、中学校空調設備設置事業5,980万円、IT教育推進事業410万円を減額する一方、水産物供給基盤機能保全事業6,460万円を計上するものなどがございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

19ページを御覧ください。

15(款) 総務費10(項) 総務管理費は1億575万3,000円を増額でございます。主なものとしまして、25(目) 会計管理費において、税金等のキャッシュレス決済及びコンビニ収納に対応するための公金収納データーシステム改修負担金165万円を計上するものなどがございます。

予算書20ページを御覧ください。

35(目) 監理費において、事業費確定に伴い、公用車購入費133万5,000円を減額するものなどがございます。

予算書 2 1 ページを御覧ください。

5 5 (目) 支所及び出張所費において、旧姫戸地域振興センター解体工事の事業費確定により、1,650万5,000円を減額する一方、龍ヶ岳地域振興センターの非常用予備電源となる自家発電機購入費632万5,000円を計上するものなどがございます。7 0 (目) 電子計算費において、キャッシュレス決済及びコンビニ収納に対応した税等の納付書等の印刷製本費629万5,000円、テレワークに伴う端末機器設定委託料1,265万円、キャッシュレス決済及びコンビニ収納に対応するためのシステム改修委託料1,220万4,000円、テレワークの実施に伴うシステム利用料508万2,000円、インターネット接続系端末の更新に要する購入費5,682万6,000円、新型コロナウイルス感染症対策及び業務効率化を図るための封入封緘機購入費1,616万6,000円を計上するものなどがございます。

予算書 2 2 ページを御覧ください。

1 5 (款) 総務費 2 0 (項) 戸籍住民基本台帳費は614万4,000円の増額でございます。主なものとしまして、1 0 (目) 戸籍住民基本台帳費において、戸籍情報システムの市区町村文字コードを統一するためなど、システム改修委託料231万円、国の第2次補正予算によるマイナンバーカード発行事務等の委託先への交付金330万4,000円を増額するものなどがございます。

1 5 (款) 総務費 2 5 (項) 選挙費は296万1,000円の増額でございます。主なものとしまして、1 0 (目) 選挙管理委員会費において、投票所の3密対策として必要となる記載台購入費201万円を増額するものなどがございます。

予算書 2 3 ページを御覧ください。

2 0 (款) 民生費 1 0 (項) 社会福祉費は6,519万6,000円の増額でございます。主なものとしまして、1 0 (目) 社会福祉総務費において、障害福祉サービス等報酬改定に伴う障害者自立支援給付審査支払い等のシステム報酬改定業務委託料132万7,000円、介護保険特別会計における介護給付費の見込額の増加に伴う繰出金1,485万3,000円を増額するものなどがございます。2 0 (目) 障害者福祉費において、補装具費の支給申請が当初見込みを上回ったことから不足する身体障害者補装具費支給事業330万6,000円、障害福祉サービス利用者が当初見込みを上回ったことから不足する介護給付費等4,733万8,000円を増額するものなどがございます。

予算書 2 4 ページを御覧ください。

2 0 (款) 民生費 1 5 (項) 児童福祉費は139万2,000円の増額でございます。主なものとしまして、1 0 (目) 児童福祉総務費において、令和元年度の延長保育事業等事業費確定に伴う子ども・子育て支援交付金過年度分返還金284万6,000円を計上するものでございます。

予算書 2 5 ページを御覧ください。

2 0 (款) 民生費 2 0 (項) 生活保護費は273万円の増額でございます。内訳といたしまして、1 5 (目) 扶助費において、令和元年度の生活扶助費等の事業費確定に伴う生活扶助費等国庫負担金過年度返還金273万円を計上するものでございます。

2 5 (款) 衛生費 1 0 (項) 保健衛生費は1,441万3,000円の増額でございます。主なものと

しまして、１０（目）保健衛生総務費において、済生会みすみ病院に対する公的病院等運営費補助金の額の決定に伴う当初予算との差額229万7,000円を増額するものなどでございます。２０（目）予防費において、予防接種予診票発行等業務のＲＰＡ化に伴う委託料447万1,000円、住民健診日程調整等問合せ対応業務の効率化を図るためのシステム開発委託料491万7,000円を計上するものでございます。

予算書２６ページを御覧ください。

２５（款）衛生費２０（項）病院費は1,817万6,000円を増額でございます。内訳といたしまして、１０（目）病院費において、上天草看護専門学校における新型コロナウイルス感染症の影響による後期の授業料の免除等に伴い、上天草総合病院事業会計の健全な財政運営を図るために、1,817万6,000円を一般会計から繰り出すものでございます。

２５（款）衛生費２５（項）水道費は295万6,000円の減額でございます。内訳といたしまして、１０（目）水道費において、水道事業に対する一般会計からの補助において、高料金対策に対する繰出基準額と当初予算との差額295万6,000円を減額するものでございます。

３５（款）農林水産業費１０（項）農業費は1,946万5,000円の減額でございます。主なものとして、２０（目）農業振興費において、令和２年度補正予算（第１号）及び（第２号）で予算措置した事業継続支援助成金の事業費確定に伴い、農業法人分200万円、農業個人事業分2,150万円を減額する一方、４０（目）施設管理費において、前年度の非出水期の１月から３月までの降雨状況を踏まえて、今年度は、荒木浜第１・第２排水機場及び後山排水機場を稼働することとしたことから不足する光熱水費184万9,000円を増額するものなどでございます。

予算書２７ページを御覧ください。

３５（款）農林水産業費１５（項）林業費は355万1,000円を増額でございます。主なものとして、１５（目）林業振興費において、有害鳥獣捕獲数が当初見込みを上回ったことから不足する有害鳥獣捕獲委託料349万6,000円を増額するものなどでございます。

３５（款）農林水産業費２０（項）水産業費は1,871万円の減額でございます。主なものとして、１５（目）水産振興費において、令和２年度補正予算（第１号）及び（第２号）で予算措置した事業継続支援助成金の事業費確定に伴い、水産業法人分600万円、水産業個人事業分1,280万円を減額するものなどでございます。

４０（款）１０（項）商工費は7,325万2,000円を増額でございます。

予算書２７ページ及び２８ページを御覧ください。

主なものとして、１５（目）商工振興費において、令和２年度補正予算（第２号）で予算措置した経済回復商工事業補助金の事業費確定に伴い、714万6,000円、事業継続支援助成金（中小企業等）5,470万円、同年補正予算（第１号）で予算措置した事業継続支援助成金（旅館ホテル等）2,280万円を減額する一方、同じく補正予算（第１号）で予算措置した資金繰り支援に係る利子及び保証料補給補助金について、借入額が見込みを上回ることから不足する補助金1,481万円、熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金を活用した感染アドバイザーの指導によ

る飲食店等の感染症対策衛生管理設備導入に係る補助金2,000万円、市内の経済活性化を図るため、新型コロナウイルス感染症対策元気回復商品券発行事業補助金1億2,272万9,000円を計上するものなどがございます。

予算書29ページを御覧ください。

45(款)土木費25(項)港湾費は337万1,000円の増額でございます。内訳といたしまして、10(目)港湾管理費において、新型コロナウイルス感染症の影響による物流停滞に伴い、熊本県が管理する合津港及び姫戸港の船舶係留が増加したことから、港湾使用料収納事務委託料337万1,000円を増額するものでございます。

50(款)10(項)消防費は31万7,000円の増額でございます。主なものとしまして、30(目)防災管理費において、防災行政無線のデジタル化に伴い、N T T回線から天草ケーブルネットワークが提供するV P N回線に変更を行ったことから、N T T回線通信料413万8,000円を減額する一方、大規模災害時における避難所非常用電源用蓄電池の購入費440万5,000円を計上するものなどがございます。

55(款)教育費10(項)教育総務費は348万3,000円の増額でございます。主なものとしまして、15(目)事務局費において、新型コロナウイルス感染症の影響により、各学校が修学旅行を中止した場合のキャンセル料等補助金300万円を計上するものなどがございます。

予算書30ページを御覧ください。

55(款)教育費20(項)中学校費は3,790万2,000円の増額でございます。主なものとしまして、10(目)学校管理費において、老朽化により、大矢野中学校の階段踊り場及び維和中学校教室テラスの修繕が必要なことから、修繕費104万6,000円、令和2年度補正予算(第5号)で予算措置した大矢野中学校の空調設備整備について、既設の変電施設では電力供給が不安定であることなどが判明したことから、新たに変電施設を設置する費用として2,600万円を増額するものなどがございます。

予算書31ページを御覧ください。

55(款)教育費30(項)保健体育費は944万8,000円の増額でございます。主なものとしまして、10(目)保健体育総務費において、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した第49回天草パールラインマラソン大会の補助金264万1,000円を減額する一方、令和3年度開催予定の第50回大会のP R等に係る業務委託料215万円、同大会の申込みの登録作業の自動化に係るシステム導入業務委託料123万6,000円を計上するものなどがございます。15(目)体育施設費において、社会体育施設のインターネット予約システムの導入に伴う委託料491万7,000円を計上するものでございます。

予算書32ページを御覧ください。

60(款)災害復旧費15(項)公共土木施設災害復旧費は1億5,000万円の増額でございます。内訳といたしまして、10(目)道路災害復旧費において、9月2日から3日にかけて接近した台風9号により被災した市道湯島西線災害復旧工事1億5,000万円を計上するものでございます。

70（款）諸支出金20（項）基金費は324万5,000円の増額でございます。内訳といたしまして、138（目）森林環境譲与税基金費において、令和2年9月30日付けで今年度の配分額が確定したことから不足する324万5,000円を増額するものでございます。

以上が、令和2年度上天草市一般会計補正予算（第11号）の概要でございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第79号から議案第81号を、健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案書6ページをお願いいたします。

議案第79号、令和2年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を別冊のとおり定めるものでございます。なお、50万円以下の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

別冊予算書33ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額には増減はなく、歳出予算のみを補正するものでございます。

36ページを御覧ください。

第2表の債務負担行為は、生活習慣病健診委託料のほか2件の債務負担行為の限度額を2,147万3,000円とするものでございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

39ページを御覧ください。

歳出について御説明いたします。50（款）諸支出金10（項）償還金及び還付加算金は86万2,000円の増額でございます。内訳といたしまして、15（目）一般被保険者保険税還付金において、国民健康保険税の過年度分過誤納還付金86万2,000円を増額するものでございます。

55（款）10（項）10（目）予備費137万6,000円の減額は、歳入歳出予算の総額の調整によるものでございます。

以上が、令和2年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案書7ページをお願いいたします。

議案第80号、令和2年度上天草市診療所特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定めるものでございます。

なお、50万円以下の補正及び職員給与等の人件費につきましては説明を省略させていただきます。

別冊予算書の40ページをお願いいたします。歳入歳出それぞれ72万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,017万7,000円とするものでございます。

43ページを御覧ください。

第2表の債務負担行為は、僻地医療支援病院医師派遣委託料のほか3件の債務負担行為の限度額を385万2,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

46ページを御覧ください。

21(款)県支出金10(項)県補助金は72万9,000円の増額でございます。内訳といたしまして、25(目)新型コロナウイルス感染拡大防止等支援事業費補助金において、同ウイルスの感染拡大防止費用に係る補助金72万9,000円を増額するものでございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

47ページを御覧ください。

10(款)総務費10(項)総務管理費は124万5,000円の増額でございます。主なものといたしまして、10(目)一般管理費において、新型コロナウイルス感染症の予防対策として、オゾン脱臭機等の備品購入費71万6,000円を増額するものなどでございます。

20(款)10(項)10(目)予備費51万6,000円の減額は、歳入歳出予算の総額の調整によるものでございます。

以上が、令和2年度上天草市診療所特別会計補正予算(第3号)の概要でございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして、議案書8ページをお願いいたします。

議案第81号、令和2年度上天草市介護保険特別会計補正予算(第2号)を別冊のとおり定めるものでございます。なお、50万円以下の補正及び職員の給与等の人件費につきましては説明を省略させていただきます。

別冊予算書の48ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ1億3,661万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億6,788万2,000円とするものでございます。

51ページを御覧ください。

第2表の債務負担行為は、地域包括支援センターランチ委託料のほか1件の債務負担行為の限度額を3,341万4,000円とするものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

５４ページを御覧ください。

１０（款）保険料 １０（項）介護保険料は3,103万4,000円の増額でございます。主なものとしまして、１０（目）第１号被保険者保険料において、保険給付費の給付見込額の増額に伴い、特別徴収保険料（保険給付）3,116万1,000円を増額するものなどでございます。

２０（款）国庫支出金 １０（項）国庫負担金は3,054万7,000円の増額でございます。内訳といたしまして、１０（目）介護給付費負担金において、１０（款）と同様の理由により、3,054万7,000円を増額するものでございます。

２０（款）国庫支出金 １５（項）国庫補助金は、61万円の増額でございます。主なものとしまして、２５（目）介護保険事業費補助金において、介護保険制度の見直しに伴いシステム改修に係る補助金82万5,000円を増額するものなどでございます。

２５（款）支払い基金交付金 １０（項）支払い基金交付金は3,658万4,000円の増額でございます。主なものとしまして、１０（目）介護給付費交付金において、１０（款）と同様の理由によりまして3,657万9,000円を増額するものなどでございます。

５５ページを御覧ください。

３０（款）県支出金 １０（項）県負担金は2,025万7,000円の増額でございます。内訳といたしまして、１０（目）介護給付費負担金において、１０（款）と同様の理由によりまして、2,025万7,000円を増額するものでございます。

４５（款）繰入金 １０（項）一般会計繰入金は1,485万3,000円の増額でございます。主なものとしまして、１０（目）介護給付費繰入金において、１０（款）と同様の理由によりまして、1,410万3,000円を増額するものでございます。１５（目）その他一般会計繰入金において、２０（款）１５（項）と同様の理由によりまして85万7,000円を増額するものでございます。

６０（款）諸収入 ２０（項）雑入は283万6,000円の増額でございます。内訳といたしまして、２０（目）雑入において、介護給付費返還等請求事件に係る和解金283万6,000円を増額するものでございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

５６ページを御覧ください。

１０（款）総務費 １０（項）総務管理費は168万2,000円の増額でございます。主なものとしまして、１０（目）一般管理費において、介護保険制度の見直しに伴うシステム改修委託料165万円を増額するものなどでございます。

１５（款）保険給付費 １０（項）介護サービス等諸費は1億2,795万8,000円の増額でございます。内訳としまして、２０（目）施設介護サービス諸費において、当初見込み額を上回ったことから不足する施設介護サービス給付費6,645万2,000円を増額するものでございます。６０（目）地域密着型介護サービス費において、当初見込み額を上回ったことから不足する地域密着型介護サービス費6,150万6,000円を増額するものでございます。

１５（款）保険給付費 ２５（項）高額介護サービス費は752万5,000円の増額でございます。

主なものとしまして、１０（目）高額介護サービス費において、当初見込額を上回ったことから不足する高額介護サービス費720万1,000円を増額するものなどがございます。

以上が、令和２年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第２号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第９６条第１項第２号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） ここで、１０分間休憩いたします。

休憩 午前１１時０３分

再開 午前１１時１３分

○議長（園田 一博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第８２号を、市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） よろしくお願いいたします。議案書９ページをお願いいたします。

議案第８２号、令和２年度上天草市斎場特別会計補正予算（第２号）を別冊のとおり定めるものがございます。なお、50万円以下の補正につきましては説明を省略させていただきます。

別冊予算書の５８ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ63万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,017万3,000円とするものがございます。

６１ページを御覧ください。

第２表の債務負担行為は、斎場管理委託料の債務負担行為の限度額を4,455万円とするものがございます。

歳入について御説明いたします。

６４ページを御覧ください。

２０（款）繰入金１０（項）一般会計繰入金は63万3,000円の増額でございます。内訳といたしまして、１０（目）一般会計繰入金において、斎場特別会計の財源不足に伴い、一般会計からの繰入金63万3,000円を増額するものがございます。

歳出の主なものについて説明いたします。

６５ページを御覧ください。

１０（款）総務費１０（項）総務管理費は63万3,000円の増額でございます。主なものとしまして、１０（目）一般管理費において、改修工事実施後の電気料が高圧電力となったこと、また、今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、施設内の換気を実施しており、夏場

の空調利用などの稼働時間が例年に比べ増加したことから不足する電気料52万5,000円を増額するものなどでございます。

提案理由としましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第83号を、経済振興部長。

○経済振興部長（井出口 隆光君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案書10ページをお願いいたします。

議案第83号、令和2年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の66ページをお願いいたします。

歳入歳出の総額に増減はなく、歳出予算のみを補正するものでございます。

71ページを御覧ください。

10（款）総務費10（項）総務管理費は11万9,000円の増額でございます。内訳といたしまして、10（目）一般管理費において、会計年度任用職員に係る社会保険料の雇用主負担分11万9,000円を増額するものでございます。

50（款）10（項）10（目）予備費11万9,000円の減額は、歳入歳出予算の調整によるものでございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第84号を、健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） よろしくお願いいたします。

議案書11ページをお願いいたします。

議案第84号、令和2年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書72ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ3万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億2,667万3,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

77ページを御覧ください。

16（款）国庫支出金20（項）委託金につきましては、3万9,000円の増額でございます。内訳といたしまして、10（目）民生費委託金において、高齢者医療制度見直し等システム改修に

係る補助金3万9,000円を増額するものでございます。

歳出について御説明いたします。

78ページを御覧ください。

10(款)総務費10(項)総務管理費は19万8,000円の増額でございます。主なものといたしまして、10(目)一般管理費において、高齢者医療制度見直し等システム改修委託料19万8,000円を計上するものでございます。

30(款)10(項)10(目)予備費15万9,000円の減額は、歳入歳出予算の総額の調整によるものでございます。

以上が、令和2年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(園田 一博君) 次に、議案第85号を、総務部長。

○総務部長(宇藤 竜一君) よろしくお願いいたします。

議案書12ページをお願いいたします。

議案第85号、令和2年度上天草市電気事業特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

別冊予算書の80ページを御覧ください。

今回の補正は、太陽光発電施設のリース料に係る既定の債務負担行為の補正を行うものでございます。太陽光発電施設のリース料につきましては、消費税の増税に伴い増額となりましたので、既定の平成27年度から令和11年度までの債務負担行為を廃止し、令和3年度から令和11年度までの債務負担行為を追加し、設定するものでございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(園田 一博君) 次に、議案第86号を、水道局長。

○水道局長(山本 一洋君) よろしくお願いいたします。

議案書13ページをお願いいたします。

議案第86号、令和2年度上天草市水道事業会計補正予算(第4号)を別冊のとおり定めるものです。

別冊予算書の1ページ目をお願いいたします。

第2条、令和2年度上天草市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ295万6,000円減額し、10億1,449万3,000円とするものでございます。詳細につきまして

は、3 ページからの実施計画書で御説明いたします。

収入につきましては、1（款）水道事業収益2（項）営業外収益は、295万6,000円の減額でございます。内訳といたしまして、2（項）営業外収益2（目）他会計補助金295万6,000円の減額は、一般会計補助金の交付決定に伴い、減額するものでございます。

支出につきましては、5 ページ目から8 ページ目を御覧ください。

1（款）水道事業費用1（項）営業費用5（目）湯島地区水道費18万7,000円の増額は、遠隔監視通報装置の修繕費の増額によるものでございます。4（項）予備費1（目）予備費314万3,000円の減額は予算調整によるものでございます。

以上が、令和2年度上天草市水道事業補正予算（第4号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第87号を、建設部長。

○建設部長（小西 裕彰君） よろしく申し上げます。

議案書の14 ページをお願いいたします。

議案第87号、令和2年度上天草市下水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書1 ページをお願いいたします。

第2条、令和2年度上天草市下水道事業会計予算（第3条）に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。収益的支出予定額を383万円増額し、2億8,792万1,000円とするものでございます。詳細につきましては、予算書の4 ページを御覧ください。

1（款）下水道事業費用1（項）営業費用1（目）管渠費において、道路舗装の修繕にかかる費用として383万円を計上するものでございます。

戻りまして、予算書1 ページをお願いします。

第3条、予算第4条本文括弧書きを、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,587万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額992万6,000円、当年度分損益勘定留保資金8,576万8,000円、当年度未処理利益譲与金処分額2,017万9,000円で補填するものとするに改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。資本的支出予定額は、383万円を減額し、2億9,980万9,000円とするものでございます。詳細につきましては、予算書5 ページを御覧ください。

1（款）資本的支出1（項）建設改良費1（目）管渠施設建設改良費において、既設予算の組替えによる減額383万円を計上するものでございます。

以上が、令和2年度上天草市下水道事業会計補正予算（第2号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定によ

り、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第88号を、病院事務部長。

○病院事務部長（森 千壽君） よろしくお願いいたします。

議案書15ページをお願いいたします。

議案第88号、令和2年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第3号）についてを、別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の1ページをお願いいたします。

第2条、令和2年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算（第3条）に定めた収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ266万1,000円増額し、37億6,854万8,000円とするものでございます。詳細につきましては、3ページを御覧ください。

収入につきまして御説明いたします。病院事業収益4（項）看護学校収益1（目）負担金交付金1,817万6,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策による看護学生への修学面及び経済面への不安を解消し、学業に専念できる環境を整えるため、看護学生への経済的支援対策として、年間授業料を半額免除したことによる収入不足分及びオンライン整備等に係る費用分について増額するものでございます。

第2（目）使用料及び手数料1,551万5,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、カリキュラムで必要な対面授業及び外部実習が自宅のオンライン学習及び学内実習となったことによる修学面への不安に加え、看護学生のアルバイトを禁止していることによる経済面への不安を解消し、学業に専念できる環境を整えるため、看護学生への経済的支援対策として、後期授業料を免除するものでございます。

次に、支出について御説明いたします。

病院事業費用4（項）看護学校費用2（目）経費266万1,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策に係るオンライン講義を実施するための無線LANの整備等によるものでございます。第3条、令和2年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算第4条本文括弧書を、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,969万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額655万6,000円、当年度分損益勘定留保資金1億6,313万6,000円で補填するものと改めまして、資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。詳細につきましては、4ページを御覧ください。

収入につきまして御説明いたします。

1（款）資本的収入2（項）補助金1（目）補助金638万円の増額は、感染症検査機関等設備整備費補助金を増額するものでございます。

次に、支出について御説明いたします。

1（款）資本的支出1（項）建設改良費1（目）病院整備費1,256万7,000円の増額は、新型コ

コロナ感染症対策に係る自動遺伝子検査装置ほか4台の医療機器の新規購入に伴うものでございます。

以上が、令和2年度上天草市立上天草総合病院会計補正予算（第3号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第89号を、企画政策部長。

○企画政策部長（花房 博君） 議案書16ページをお願いいたします。

議案第89号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について御説明いたします。あわせて、議案第89号、別紙総合整備計画書を御覧ください。

湯島振興策に係る事業実施に伴う公共的施設整備について、辺地対策事業債を活用できるようにするため、当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画（案）をとりまとめました。

提案理由といたしましては、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定するには、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第90号から議案第93号を、経済振興部長。

○経済振興部長（井出口 隆光君） 議案書17ページをお願いいたします。

議案第90号、指定管理者の指定について御説明いたします。今回の提案は、上天草物産館さんばーの指定管理者による管理運営について、本年度をもって現在の指定管理期間が満了することに伴い、新たな指定管理者を指定するものでございます。施設の名称、指定管理者及び指定の期間については、議案書に記載のとおりでございます。

提案理由といたしましては、上天草物産館さんばーの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

次に、議案書18ページをお願いいたします。

議案第91号、指定管理者の指定について御説明いたします。今回の提案は、上天草市荷さばき施設の指定管理者による管理運営について、今年度をもって現在の指定管理期間が満了することに伴い、新たな指定管理者を指定するものでございます。施設の名称、指定管理者及び指定の期間については、議案書に記載のとおりでございます。

提案理由といたしましては、上天草市荷さばき施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

次に、議案書 19 ページをお願いいたします。

議案第 92 号、指定管理者の指定について御説明いたします。今回の提案は、上天草市姫戸白嶽森林公園、上天草市姫戸小島公園及び上天草市姫戸諏訪公園の指定管理者による管理運営について、本年度をもって現在の指定管理期間が満了することに伴い、新たな指定管理者を指定するものでございます。施設の名称、指定管理者及び指定の期間については、議案書に記載のとおりでございます。

提案理由といたしましては、上天草市姫戸白嶽森林公園、上天草市姫戸小島公園及び上天草市姫戸諏訪公園の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

次に、議案書 20 ページをお願いいたします。

議案第 93 号、指定管理者の指定について御説明いたします。今回の提案は、上天草市樋合海水浴場休憩施設海の家指定管理者による管理運営について、本年度をもって現在の指定管理期間が満了することに伴い、新たな指定管理者を指定するものでございます。施設の名称、指定管理者及び指定の期間については、議案書に記載のとおりでございます。

提案理由といたしましては、上天草市樋合海水浴場休憩施設海の家指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第 94 号を、健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） よろしくお願いいたします。

議案書 21 ページをお願いいたします。

議案第 94 号、指定管理者の指定について御説明いたします。今回の提案は、上天草市大矢野、姫戸、大道、樋島老人福祉センターの指定管理者による管理運営について、今年度をもって現在の指定管理期間が満了することに伴い、新たな指定管理者を指定するものでございます。施設の名称、指定管理者及び指定の期間については、議案書に記載のとおりでございます。

提案理由といたしましては、上天草市大矢野、姫戸、大道、樋島老人福祉センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第 95 号及び議案第 96 号を、教育部長。

○教育部長（山下 正君） よろしくお願ひいたします。

議案書 22 ページをお願ひいたします。

議案第 95 号、指定管理者の指定について御説明いたします。今回の提案は、上天草市大矢野総合スポーツ公園の指定管理者による管理運営について、今年度をもって現在の指定管理期間が満了することに伴い、新たな指定管理者を指定するものでございます。施設の名称、指定管理者及び指定の期間については、議案書に記載のとおりでございます。

提案理由といたしましては、上天草市大矢野総合スポーツ公園の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第 244 の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

次に、議案書 23 ページをお願ひいたします。

議案第 96 号、指定管理者の指定について御説明いたします。今回の提案は、上天草市松島総合運動公園の指定管理者による管理運営について、今年度をもって現在の指定管理期間が満了することに伴い、新たな指定管理者を指定するものでございます。施設の名称、指定管理者及び指定の期間については、議案書に記載のとおりでございます。

提案理由といたしましては、上天草市松島総合運動公園の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第 244 の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第 97 号を、市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） よろしくお願ひします。

議案書 24 ページをお願ひいたします。

議案第 97 号、上天草市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の取消しについて御説明いたします。この議案は、市民サービスの向上を目的として、市内 11ヶ所の郵便局において取り扱っている住民票等交付サービスについて、事業実施に係る年間の経費が約 220 万円かかることに對し、平成 25 年 4 月の開始以来、年間の住民票等の発行件数が 200 件程度にとどまっており、住民票等の発行 1 件当たりに係る経費が 1 万円を超える高額となっているところです。さらに、導入機器の更新に 2,482 万円の追加経費が必要であり、今後も必要経費に対する効果が見込めないことから、令和 3 年 3 月 31 日をもって本事業を終了することとし、同年 4 月 1 日付で上天草市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定を取り消すものでございます。

提案理由といたしましては、上天草市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定を取り消すには、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第 3 条第 5 項において準用する同条第 3 項の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

日程第 27 諮問第 4 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 28 諮問第 5 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 29 諮問第 6 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 30 諮問第 7 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（園田 一博君） 次に、日程第 27、諮問第 4 号から日程第 30、諮問第 7 号を議題といたします。本案について提案理由及び議案内容の説明を求めます。

市長職務代理者。

○市長職務代理者（村田 一安君） 議案書 25 ページをお願いいたします。

諮問第 4 号から諮問第 7 号までの人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて諮問させていただきます。今回の提案は、人権擁護委員の任期満了に伴い、候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会に意見を求めるものでございます。

諮問を求める者の氏名は、新任の宮崎寛氏、山崎賢治氏、田中淳子氏、再任の田口元次氏です。住所、生年月日、経歴等につきましては、議案書及び別紙資料に記載のとおりでございます。任期は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 3 年間です。

提案理由といたしましては、人権擁護委員候補者を推薦する場合は、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞く必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第 31 報告第 9 号 上天草市教育委員会の事務に関する点検及び評価報告書の提出について

○議長（園田 一博君） 次に、日程第 31、報告第 9 号を行います。執行部から、報告内容の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（山下 正君） よろしくお願いいたします。

議案書 29 ページをお願いいたします。

報告第9号、上天草市教育委員会の事務に関する点検及び評価報告書の提出について御説明いたします。教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、令和元年度（平成31年度）に教育委員会が実施した主要事業について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を別冊のとおり作成しましたので、同条第2項の規定に基づき提出するものでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 以上で、報告は終わりました。以上で、本日の日程は全部終了しました。明日12月1日から7日までは議案研究のため休会し、次の本会議は、12月8日の午前10時から議案質疑及び委員会付託となっております。

なお、質疑をされる方は、12月1日の正午までに通告書の提出をお願いします。一般質問をされる方は、12月2日の正午までに通告書の提出をお願いします。

本日は、これにて散会します。お疲れさまでした。

散会 午前11時43分